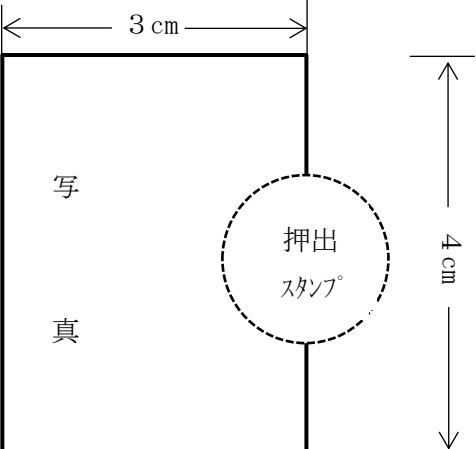


別紙様式

表 面

<p>第 号 商品投資に係る事業の規制に関する法律第37条において準用する同法第30条第1項の規定による立入検査をする職員の身分証明書</p> <p>官 職 氏 名 年 月 日生 年 月 日発行 発行者 印</p>	 <p>写 真</p> <p>押出 スタンプ</p> <p>3 cm</p> <p>4 cm</p>
---	--

裏 面

<p>商品投資に係る事業の規制に関する法律抜き すい</p> <p>第30条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品投資顧問業者又はこれと取引する者に対し報告をさせ、又はその職員に、商品投資顧問業者の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第37条 第30条の規定は、商品投資販売業者について準用する。</p>	<p>第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>七 第30条第1項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>
--	--

- (備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格B7とする。
2. 発行者は、農林水産大臣又は経済産業大臣とする。